

## 浜松市の建設工事及び建設工事関連業務委託に関する苦情処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、入札及び契約の過程についての苦情に対し適切に対処するため必要な事項を定める。

### (対象)

第2条 この要領により苦情処理の対象となる建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)及び建設工事関連業務委託(以下「工事等」という。)は次のとおりとする。ただし、市の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が250万円以下であって詳細な設計を省略しても適正な履行が確保できる工事を除く。

- (1) 一般競争入札によった工事等
- (2) 指名競争入札によった工事等
- (3) 随意契約によった工事等

### (一次苦情の申立て)

第3条 一般競争入札において、市長に説明を求めることができる事項及び方法並びに市長の回答は、浜松市一般競争入札要領第5条第2項及び第3項並びに浜松市入札後審査型一般競争入札要領第7条第2項及び第3項に定めるところによる。

- 2 指名競争入札において、当該入札と同一の工事種別又は業種・部門に登録がある者のうち、当該指名競争入札において指名されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。
- 3 随意契約において、当該契約と同一の工事種別に対応する法の建設工事の種類について建設業の許可を有する者(法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。)又は当該契約と同一の業種・部門の業務を営んでいる者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。
- 4 建設工事を施工した業者及び建設工事関連業務委託を受注した業者は、対象工事等に対する工事成績又は検査結果(以下「工事成績等」という。)について不服がある場合は、市長に対して説明を求めることができる。
- 5 第1項から第4項に記載した苦情に関する窓口及び第9条第1項に定める再苦情の申立ての窓口は調達課とする。ただし、調達課長は、工事成績等に関する苦情の申立てがあったときは、当該書面を、工事成績等を作成した課の課長に送付するものとし、送付を受けた課長は、第5条に規定する回答書面を作成し、調達課長を経て当該申立者に交付するものとする。

### (苦情の申立ての方法)

第4条 前条第2項から4項までに規定する苦情の申立てができる期間は、市長が指名業

者名又は随意契約の理由を公表し、又は工事成績等を当該業者に通知した日から5日(浜松市の休日を含めない。)以内とする。

- 2 前項による苦情の申立ては、書面により市長に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事等の名称、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載しなければならない。

(苦情の申立てへの回答)

第5条 第3条第2項から4項までに規定する苦情の申立てがあった場合は、市長は苦情の申立てをすることができる最終日から5日(休日を含めない。)以内に書面(以下「回答書」という。)により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(苦情の申立ての却下)

第6条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(苦情処理結果の公表)

第7条 市長は、申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答書を、「公衆の閲覧に供する方法の告示(平成23年浜松市告示第249号)」に定める方法により速やかに公表する。

(再苦情の申立て)

第8条 第3条第1項又は第5条による回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、市長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

- 2 再苦情の申立ては、市長から回答書を受け取った日から7日(休日を含めない。)以内に、書面により市長に対して行うことができるものとする。

- 3 再苦情の申立てがあった場合は、市長は、速やかに、「浜松市入札監視委員会条例(平成20年浜松市条例第32号)」により設置される入札監視委員会(以下「入札監視委員会」という。)に審議を依頼するものとする。なお、当該入札監視委員会の審議に係る具体的な手続及び再苦情申立書の様式等については、浜松市入札監視委員会要綱(平成20年施行)によるものとする。

(再苦情の申立てへの回答)

第9条 市長は、再苦情の申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日から7日(休日を含めない。)以内に、その結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは、申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を再苦情の申立者に対し明らかにするものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第10条 市長は、次の各号に掲げる再苦情の申立てについて却下することができる。なお、市長が却下の決定を行った場合は、次回の浜松市入札監視委員会の会議において報告しなければならない。

(1) 申立期間を徒過したもの

(2) 苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの

(3) 苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの

(苦情処理手続に係る明示)

第11条 第3条第1項及び第5条に掲げる回答書に、第8条から第10条に係る手続きを記載して明示するものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第12条 市長は、再苦情の申立者に回答を行ったときには、再苦情の申立者の提出した書面及び市長が回答を行った書面を、第7条に定める方法により速やかに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。